

Topics | トピックス

- ◆ 第15回社会保障審議会年金部会が開催
- ◆ 2024年度分から公的年金等の受給者に係る定額減税が実施
- ◆ 第5回・第6回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会が開催
- ◆ 2024年3月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で82.1%

◆ 第15回社会保障審議会年金部会が開催

厚生労働省は、5月13日に第15回社会保障審議会年金部会（部会長は菊池馨実（きくちよしみ）早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介（たまきのぶすけ）大妻女子大学短期大学部教授）を開催した。「これまでの年金部会における議論の振り返り③」と「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理について（報告）」が議事とされた。

【年金部会におけるこれまでの議論と今後の論点】

当部会では、これまで各テーマについてさまざまな意見が出され、今回の部会で今後の論点が示された。

1. 多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方に関して

- ・モデル年金は、継続的な給付水準の変化を示す「ものさし」としての役割も担っている。経年変化を観測する必要性を考えれば引き続きモデル年金を設定することは理解できる。
- ・モデル年金は、給付水準の下限を設定する際にも用いられているため、設定を変更することは難しい。
- ・年金額改定の発表のときは、国民年金の単身者、夫婦世帯、共働きなど、いくつかのパターンを使って見せ方を工夫する必要がある。

上記以外にも多くの意見が出され、厚生労働省より具体的な検討例が示された。

2. 障害年金に関して

<初診日について>

- ・障害厚生年金において、保険事故の発生時点を初診日とすることを維持しつつ、延長保護^{※1}や長期要件^{※2}を認めるべきかどうか。

※1 被保険者資格喪失後の一定期間内に初診日があれば、被保険者資格喪失後の保険事故発生も給付対象にする考え方。

※2 厚生年金保険料の納付済期間が一定以上あれば、被保険者資格喪失後に保険事故が発生した場合であっても、厚生年金の給付対象にする考え方。

<障害年金受給者の国民年金保険料免除の取扱いについて>

- ・現行では障害年金受給者の法定免除期間は保険料納付済期間に算入されないが、65歳前に障害の状態が軽減して障害基礎年金が停止されたケースを考慮して保険料納付済期間に算入されるようにすべきかどうか。

<直近1年要件^{※3}について>

- ・2026年3月31日が措置の期限となっているが、次期制度改正に向けて10年間の延長をすべきかどうか。

※3 現行の障害基礎年金・遺族基礎年金の保険料納付要件は、特例措置として、2026年4月1日以前に初診日がある場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ、納付要件を満たしたもとして扱われる。

<障害基礎年金2級の年金額について>

- ・受給者の多い2級の年金額を引き上げる方法として、基礎年金拠出期間の45年化による満額の変更が適切かどうか。適当とし引き上げる場合、施行日前に初診日がある受給者の年金額をどのように取り扱うか。

<障害年金と就労収入の調整について>

- ・両者の間で一定の調整を行うべきか。

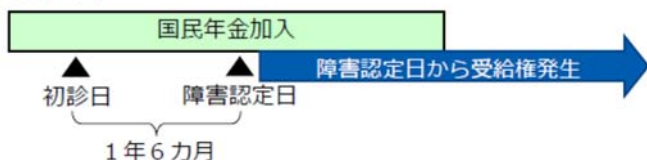
<事後重症の場合の支給開始時期について>

- ・事後重症の場合でも、障害等級に該当するに至った日が診断書で確定できるのであれば、その翌月まで遡って障害年金を支給することを認めるべきかどうか (図1)。

<図1> 障害年金の受給権の発生時期

① 障害認定日による請求があった場合の受給権の発生時期 (原則)

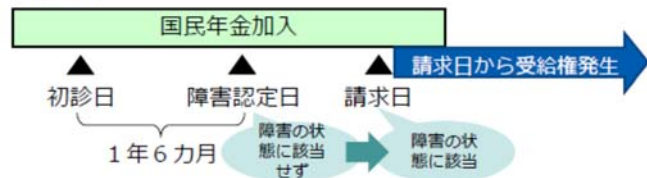
(イメージ)



障害認定日の属する月の翌月分から (障害認定日以後20歳に達したときは、20歳に達した日の属する月の翌月分から) 支給。

② 事後重症による請求があった場合の受給権の発生時期

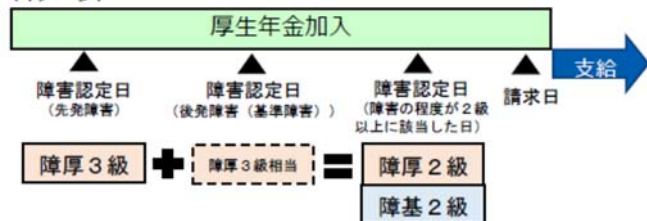
(イメージ)



請求日の属する月の翌月分から支給。

③ 初めて2級の受給権が生じた場合

(イメージ)



請求日の属する月の翌月分から支給。

3. 第3号被保険者制度に関して

- ・女性の労働参加が進展し、共働き世帯が増加するなど女性を取り巻く環境が変化する中で、被用者保険の適用拡大を進めることで、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要である。
- ・「年収の壁」を意識した就業調整が生じていることから、働き方に中立的な制度を構築していくことが必要である。
- ・被用者保険は、夫婦どちらかが就労する世帯、夫婦共働き世帯、単身世帯とも、1人当たり賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも負担・給付が同じになることに鑑み、多様な属性の人を含む第3号被保険者の所得保障の柱となる制度であることに留意する必要がある。
- ・第3号被保険者制度の見直しを行う場合には、育児や介護、病弱等の理由により、就業に一定の制約を持つ人や、第3号被保険者制度を前提に生活設計をしてきた人への配慮が必要である。

上記以外にも多くの意見が出され、今後の制度の在り方をどのように考えるか、が論点となっている。

4. 加給年金に関して

<老齢厚生年金の配偶者加給年金について>

- ・昭和29年創設当初の「夫が年上、妻が年下」のモデルとはライフスタイルも多様化し、単身世帯の増加や夫婦の形も様々。厚生年金に夫婦ともに加入する世帯も増加が見込まれ、現在の社会に整合的ではない。
 - ・女性が専業主婦であることを想定した制度のため、年の差が大きい夫婦ほど支給期間が長く、独身者には支給されず、今の時代では不公平。
 - ・夫が65歳に達した後、65歳未満の妻を働けないものとみなして加給年金を支給する必要性は薄れている。
- 上記以外にも見直しを求める意見が多く出された。

<老齢厚生年金の子の加給年金、障害厚生年金の配偶者加給年金について>

- ・対象者を含め制度の在り方を考える必要がある。

<現行制度を前提として生活設計を立てている人への配慮について>

- ・見直しを行う場合は、現行制度を前提として生活設計を立てている人に対して十分な経過措置が必要である。

◆2024年度分から公的年金等の受給者に係る定額減税が実施

2024年度分の所得税及び個人住民税の定額による特別控除（定額減税）が実施される。これにより、老齢年金や退職年金から源泉徴収される所得税および特別徴収される個人住民税も減税される。

所得税の減税は、老齢年金や退職年金から所得税が源泉徴収されている人を対象に、日本年金機構に提出される「2024年分の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載内容に基づき計算される。同様に、個人住民税の減税は、老齢年金や退職年金から個人住民税が特別徴収される人を対象に行われる。2024年は10月に受け取る年金から減税が行われ、10月に全額を減税しきれない場合は、以後2024年度中に受け取る年金から順次減税される。

控除される金額は表1のとおり。

<表1> 所得税または個人住民税から控除される金額

	所得税	個人住民税
本人	30,000円	10,000円
配偶者 ^{※1} または扶養親族 ^{※2}	1人につき30,000円	1人につき10,000円
4人家族の例	世帯で120,000円	世帯で40,000円

※1 日本年金機構に提出した2024年分の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者で合計所得金額の見積額が48万円以下の者に限る。

※2 日本年金機構に提出した2024年分の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）で合計所得金額の見積額が48万円以下の者に限る。

◆第5回・第6回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会が開催

厚生労働省は5月14日に第5回、5月28日に第6回の働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会（以下、懇談会）を開催した。第5回懇談会では「短時間労働者に対する適用範囲の在り方について」、第6回懇談会では「個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方について」と「複数の事業所で勤務する者、フリーランス、ギグワーカーなど、多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方について」が議事とされた。

【第5回懇談会】

短時間労働者に対する被用者保険の適用要件は、①労働時間要件（週の所定労働時間が20時間以上あること）②賃金要件（賃金が月額88,000円（年収換算で約106万円相当）以上であること）③学生除外要件（学生を適用対象外とすること）④企業規模要件（一定規模以上の企業を強制適用対象とすること）の4つである。厚生労働省は、この適用要件を見直すにあたっては、関係団体へのヒアリングで指摘された、働き方・働く場所にかかわらない制度設計の必要性、適用拡大が労働者の働き方に与える影響、人手不足により人材確保が喫緊の課題となっている状況、適用拡大に伴う事業所の事務負担の増加・経営への影響等に留意しつつ検討するよう、懇談会に求めている。

【第6回懇談会】

個人事業所については、農業・林業・漁業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯・理美容・浴場業、娯楽業、デザイン業、警備業、ビルメンテナンス業、政治・経済・文化団体、宗教等、未だに被用者保険が非適用となっている事業所が多い。今後は、働き方・働く場所にかかわらない制度設計の観点から、人手不足が加速化している状況下で、新たに被用者保険の適用事務を行うこととなる事業所の事務負担・経営への影響等に留意しつつ、個人事業所の適用範囲について、どのように見直すことが適切と考えるかが論点となる。

また、適用が事業所ごとの判断となる複数の事業所で勤務する者や、「使用される者」の規定が難しいフリーランスやギグワーカー等については、働き方の多様化の状況、労働者側がそのような働き方を選択する背景、事業主側が就労状況を把握する難しさ等の実態を踏まえて、その適用の在り方をどう考えるかが今後の論点となる。

◆2024年3月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で82.1%

厚生労働省は5月31日、2024年3月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2021年3月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.5ポイント増の82.1%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は782万月で、納付月数は642万月。

【2022年3月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.6ポイント増の83.5%であった。納付対象月数は770万月で、納付月数は642万月。

【2023年3月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は81.7%であった。納付対象月数は765万月で、納付月数は625万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は92.0%となった。